

総務文教常任委員会委員長報告

去る12月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

1 審査年月日 令和7年12月3日(水)

2 場 所 委員会室2

3 出席委員 諏訪幸男、今関公美、湯沢美恵、保角美代、
現王園孝昭、大嶋達巳、毛呂一夫

4 審査結果

「議案第78号」北本市立学校屋内運動場夜間開放使用料条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第84号」工事請負契約の変更契約の締結については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 「議案第78号」について

(1) 「使用料金の支払いにはプリペイドカードを使用するということだが、プリペイドカードの価格及び購入場所並びに残高が残存した場合の取扱いについて」質疑したところ、「プリペイドカードの額面は、1枚当たり3,000円とし、生涯学習課窓口にて販売するという方向で検討しています。未使用分の払い戻しは行わず、全額を使い切っていただくことを前提としています」との答弁がありました。

(2) 「屋内運動場の使用は、利用登録団体に限られるとのことだが、利用

登録団体数について 質疑したところ、「令和7年度においては、学校体育施設利用団体として59団体が登録をしています。そのうち、今回の対象となる屋内運動場の登録数は37団体です」との答弁がありました。

(3) 「**使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき算定した場合の、各校における照明設備及び空調設備の原価について**」質疑したところ、「各校の照明設備の1時間当たりの電気料金は、中丸小学校99円、石戸小学校99円、南小学校110円、北小学校116円、西小学校132円、東小学校154円、中丸東小学校138円、北本中学校198円、東中学校110円、西中学校165円、宮内中学校99円と試算しています。一方、空調設備の30分当たりの電気料金は、中丸小学校655円、石戸小学校518円、南小学校518円、北小学校709円、西小学校456円、東小学校709円、中丸東小学校501円、北本中学校700円、東中学校938円、西中学校768円、宮内中学校803円と試算しています」との答弁がありました。

(4) 「**使用料・手数料の適正化に関する基本方針における性質別分類はどこに属するのか**」と質疑したところ、「本件は、施設またはサービスの性質上、使用料・手数料の適正化に関する基本方針における算定方法を適用することが困難であるため、基本方針の対象とはならず、いずれの分類にも該当しないと判断しています」との答弁がありました。

(5) 「**各体育館の必要経費が異なっているが、最少額の経費に基準を合わせる理由について**」質疑したところ、「照明の照度や空調の温度など、利用いただく水準は同一に設定しています。さらに、学校施設の性質上、学校が使用しない時間に限定して利用いただく施設であること、生涯スポーツの推進を図る観点も踏まえ、試算した料金のうち最低額を基準としたものです」との答弁がありました。

(6) 「**今回の条例改正は特定の団体を優遇するものではないと理解してよ**

いか」と質疑したところ、「特定の団体を優遇するものではなく、生涯スポーツの推進を目的として、様々な登録団体が利用しやすい環境を整えるためのものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第84号」について

(1) 「変更契約の内容及び増額理由について」質疑したところ、「当初、11校すべてにおいて東京電力からの別引込みによる電源確保を予定していましたが、宮内中学校のみ必要電力量が容量を超えることが判明しました。そのため、学校全体の受電設備を経由する方式へ変更し、受電設備の増強及び配管・配線工事に係る費用として1,550万6,700円の増額が発生しました。一方、契約仕様に基づき事業者から減額提案があり、エアー搬送ファンの設置取り止め（3校）、冷媒管ラッキング材質の変更、プルボックス材質の変更の3点を承認し、318万6,700円の減額となりました。結果として、差引1,232万円の増額が必要となったものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和7年12月19日

総務文教常任委員会

委員長 毛呂一夫

北本市議会議長 保角美代様